

報告第5号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された  
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に  
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区高井戸東 四丁目在住 個人	事故日：令和8年1月15日 場 所：杉並区宮前二丁目  ・車いすからストレッチャーに移乗 させる際、被害者の眼鏡を落下さ せ、損傷を与えた。  (保健福祉部)	7,770円
			令和8年1月22日
2	杉並区阿佐谷南 二丁目所在 法人	事故日：令和7年12月2日 場 所：杉並区西荻南一丁目  ・道路調査で使用した鋸の撤去を失 念したため、当該地点を走行した車 両のタイヤに損傷を与えた。  (都市整備部)	18,200円
			令和8年1月27日

3	大阪市旭区今市 一丁目所在 法人	<p>事故日：令和7年12月30日 場 所：杉並区荻窪三丁目</p> <p>・図書館敷地内の樹木の地中根が、隣接する住宅の排水管に侵入し排水管を塞ぎ、ますから汚水をあふれさせた。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	82,500円
		令和8年3月17日	
4	港区東新橋 一丁目所在 NX・TC リース&フ アイナンス株式 会社	<p>解約日：令和8年4月1日</p> <p>・指定管理者制度導入に伴い、新高円寺地下自転車駐車場に設置していた自動券売機を撤去する必要が生じたため、当該自動券売機を含む賃貸借契約を一部解約した結果、違約金が発生した。</p> <p>(都市整備部)</p>	1,496,000円
		令和8年3月30日	